
第 7 期 筑後市障害福祉計画
第 3 期 筑後市障害児福祉計画

令和 6 年度～令和 8 年度

令和 6 年 3 月

筑 後 市

改訂：令和 7 年 3 月

目次

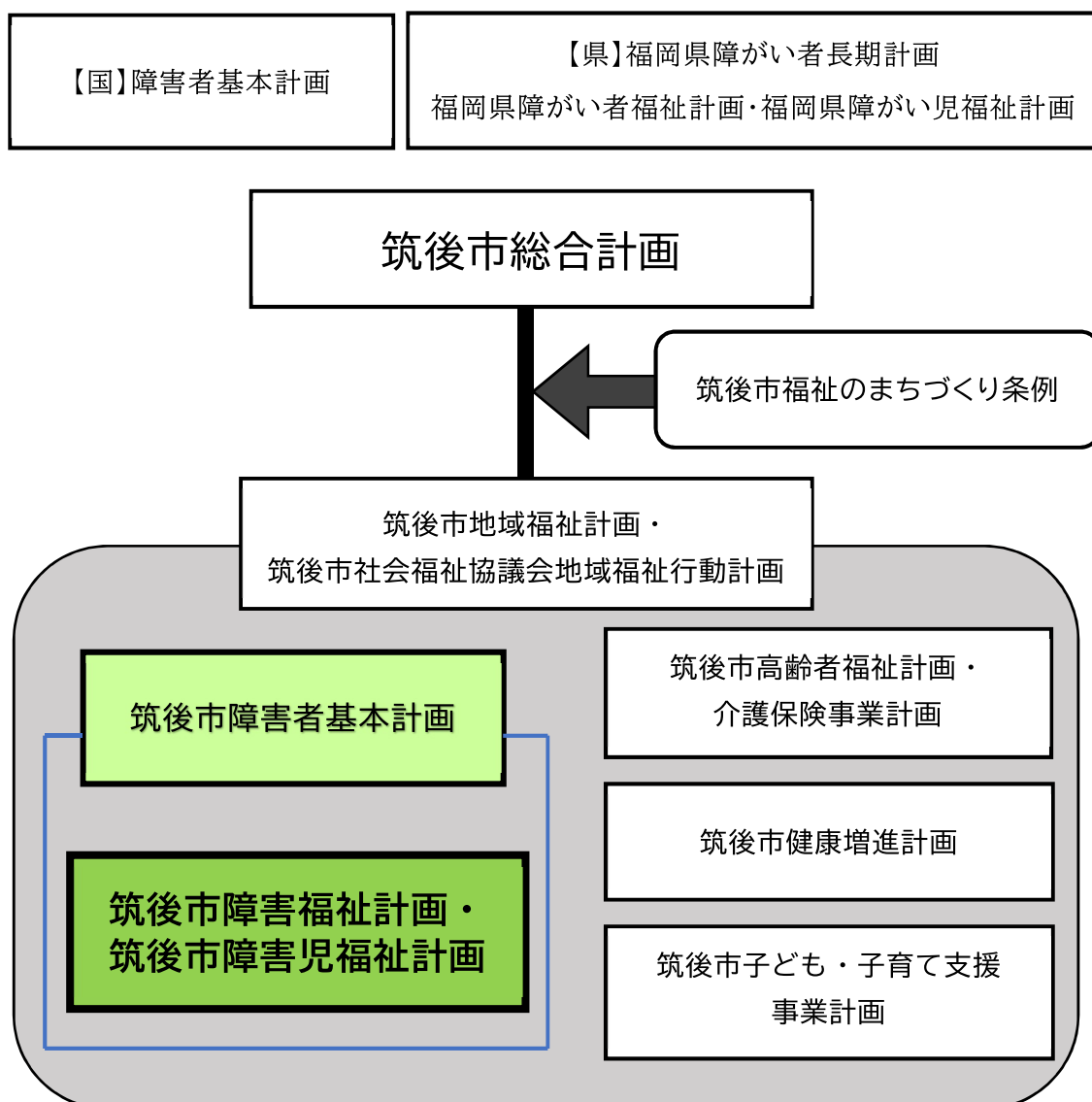
1 本計画について.....	1
2 本計画の期間	3
3 サービスの提供に関する基本的な考え方	3
4 令和8年度の成果目標	4
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	4
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	5
(3) 地域生活支援の充実	6
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	7
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	8
(6) 相談支援体制の充実・強化等	9
(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築 ...	10
5 障害福祉サービスと相談支援の必要な量の見込及びその見込量の確保のための 方策	11
(1) 訪問系サービス	11
(2) 日中活動系サービス	13
(3) 居住系サービス	15
(4) 相談支援	17
6 地域生活支援事業の見込及び確保のための方策	19
(1) 地域生活支援事業（必須事業）	19
(2) 地域生活支援事業（任意事業）	26
7 障害児支援の種類ごとの必要な量の見込及びその見込量の確保のための方策	28
(1) 障害児通所支援	28
(2) 障害児相談支援	30

1 本計画について

『第7期筑後市障害福祉計画』及び『第3期筑後市障害児福祉計画』（以下「障害福祉計画等」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」第88条及び「児童福祉法」第33条の20に基づき、障害者福祉施策の充実を図るために市が策定するものです。

「障害者基本法」第11条第3項に基づき、市では障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な計画、『障害者基本計画（平成31年度から令和8年度）』を策定しました。

『障害福祉計画等』は、その『障害者基本計画』に基づき障害者福祉施策を充実していくために策定するものです。



	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	8 年間	3 年間	3 年間
計画内容	障害者のための施策に関する基本的事項を定める。	障害福祉サービス等、地域生活支援事業の必要量や確保に関して定める。	障害児通所支援等の必要量や確保に関して定める。

2 本計画の期間

障害福祉計画等の計画期間は、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき、1期3年間の計画として作成しています。そのため、計画期間は令和6年度から8年度までの3年間です。

なお、制度改正等により、計画の内容に大きな変更が生じる場合等は、計画期間中においても必要に応じて、計画内容の見直しを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	<u>令和6年度</u>	<u>令和7年度</u>	<u>令和8年度</u>
第3期 筑後市障害者基本計画 H31～R8	○	○	○	○	○	○
第6期 筑後市障害福祉計画	○	○	○			
<u>第7期</u> <u>筑後市障害福祉計画</u>				○	○	○
第2期 筑後市障害児福祉計画	○	○	○			
<u>第3期</u> <u>筑後市障害児福祉計画</u>				○	○	○

3 サービスの提供に関する基本的な考え方

令和8年度の目標及び各障害福祉サービスの見込量は、国の基本指針や国、県の障害福祉計画に則して、障害福祉サービス及び相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）、地域生活支援事業、障害児への障害児通所支援や障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」という。）のこれまでの利用状況を踏まえて設定しました。

4 令和 8 年度の成果目標

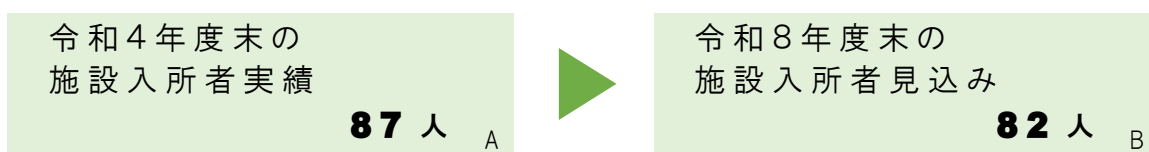
障害のある人の自立支援の観点から、地域移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針に則して、以下の通り成果目標とそのための活動方針を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- 令和 4 年度末時点の施設入所者数の 6 % 以上が地域生活へ移行する。
- 令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点での施設入所者数から 5 % 以上削減する。

活動方針



項 目	目 標 値	備 考
目標 1 地域生活移行者数 _C	6 人 6.9%	令和 4 年度末から 6 % 以上の移行 $C / A \times 100$
目標 2 施設入所者数の減少見込数 _D	5 人 5.7%	令和 4 年度末から 5 % 程度減少 $D / A \times 100$

※ 目標 2 の減少見込数は、令和 5 年度から令和 8 年度末までの地域生活移行者数及びその他の退所者数の合計見込み（19 人）から新規利用による施設入所者数見込み（14 人）を差し引いた数となります。

国の基本指針及び筑後市の実績に基づき、6 人が地域生活に移行すること、また令和 8 年度末の施設入所者数を 82 人とすることを目標とします。

施設入所者の地域生活移行に関する意向について確認するとともに、入所者が地域移行する上で必要な支援等について関係機関等と連携して検討していきます。なお、入所者の重度化・高齢化等により地域生活やグループホーム等への移行が困難な人など、障害特性により施設入所支援が真に必要な人に対しては、本人や家族の意向を踏まえ引き続き必要なサービスが提供できるよう努めていきます。

【参考】 筑後市の施設入所者数及び地域移行者の実績(各年度 3 月末) (単位:人)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域移行者数	1	0	0	3	0
施設入所者数	78	82	84	86	87

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

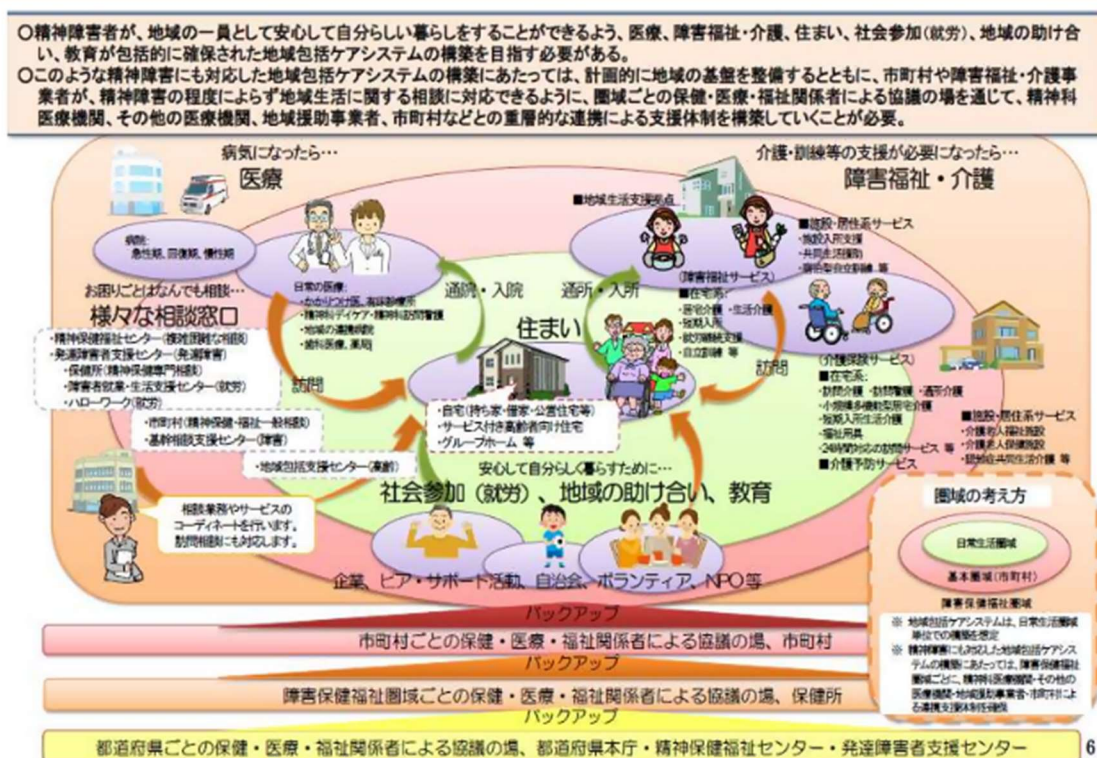
- 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

活動方針

精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるための医療、福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

筑後市地域自立支援協議会の中に保健、医療、福祉の関係者による協議の場、部会等の設置を検討していきます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ図）



資料：H30.6.27 厚生労働省社会保障審議会

(3) 地域生活支援の充実

【国の基本指針】

- 令和8年度末までの間に、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のためコーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
- 強度行動障害を有する人に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

活動方針

筑後市では、八女市・広川町とともに「八女地区地域生活支援拠点センターすいれん」を平成30年度に整備し、専任のコーディネーターを配置しました。

八女筑後圏域の委託相談支援事業所等で構成する「拠点検証・検討委員会」及び筑後市・八女市・広川町を含めた「拠点連絡会」のほか筑後市地域自立支援協議会においても、年1回以上運用状況の検証及び検討を行います。支援する人材の確保と育成、相談から支援まで地域の受入れ体制の構築も含めて、より充実した体制となるよう取り組んでいきます。

また、強度行動障害を有する人の支援ニーズの把握に努めます。



（「八女地区障害者地域生活支援拠点センター すいれん」HP より）

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- 就労移行支援事業等の利用を経て令和8年度中に一般就労に移行する者の数を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
- 就労定着支援事業利用者を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。

活動方針

就労移行支援事業等を活用して障害のある人一人ひとりの意欲や能力に応じた支援を行います。令和8年度中に13人が福祉施設から一般就労へ移行することを目標とします。

平成30年度から始まった就労定着支援事業は、令和5年9月現在筑後市内に事業所がなく、近隣自治体含めても14事業所と少ない状況です。令和5年9月現在、筑後市での利用者数は1名と少ないため、近隣の就労定着支援事業所及び障がい者就業・生活支援センター「デュナミス」、ハローワークハ女等の関係機関と連携を図り、一般就労後も職場に定着できるようにするための必要な支援を行います。

項 目	目 標 値	備 考
目標 3 令和8年度中に一般就労に移行する人数	13 人	令和3年度実績の1.28倍以上

【参考】 筑後市の福祉施設からの一般就労者数の実績

(単位:人)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般就労者数	3	5	5	10	9

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- 令和 8 年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域に 1 箇所以上設置する。
- 障害児の地域生活への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センター等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和 8 年度末までに障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築する。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を令和 8 年度末までに各市町村に少なくとも 1 か所以上確保する。
- 令和 8 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置する。

活動方針

令和 2 年度に筑後市内に児童発達支援センターが開設されました。

この児童発達支援センターが中核となって、障害のある児童が障害の種別や年齢別等のニーズに応じた必要な支援を、身近な場所で受けることができる地域支援体制の構築を目指します。

また、筑後市地域自立支援協議会の教育部会も活用しながら関係機関との連携を図り、必要な支援を行います。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は筑後市内にはないため、近隣市町の児童発達支援事業所等と連携してサービスを提供していきます。令和 8 年度末までに市内に 1 か所ずつ事業所を確保できるよう努めます。

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携を図るための協議の場として、令和 5 年度に筑後市地域自立支援協議会の中に「医療的ケア児ワーキングチーム」を設置しました。今後、筑後市での課題解決や支援などを協議していきます。

医療的ケア児コーディネーター研修を令和 4 年度に市職員 1 人（社会福祉士）が受講しました。市内の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（医療的ケア児コーディネーターの研修修了者）等と連携を取りながら支援を行っていきます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

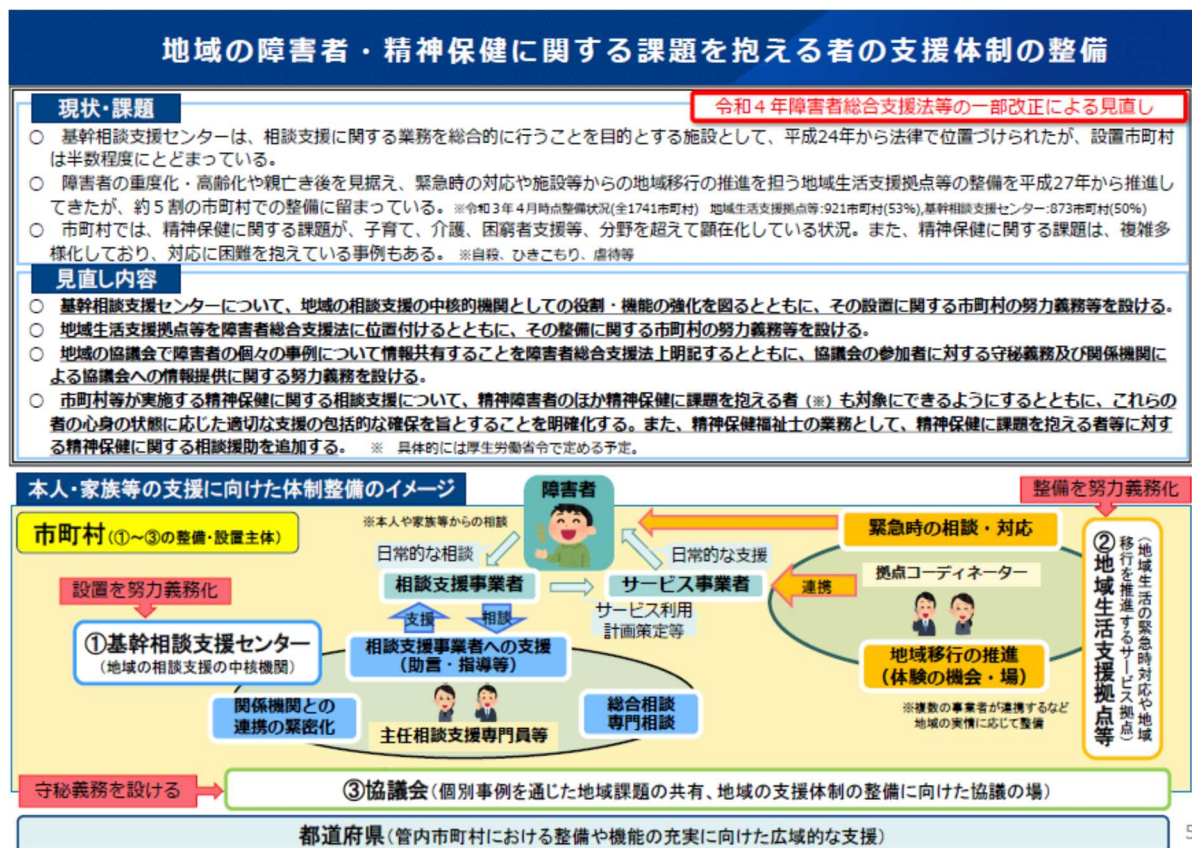
【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- 個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議体の体制を確保する。

活動方針

障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援機関である「基幹相談支援センター」の設置を、令和8年度末までに目指します。

障害のある人やその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスに繋げるため、筑後市地域自立支援協議会相談支援部会において個別事例の検討や情報共有、研修等に取り組みます。



(「第136回社会保障審議会障害者部会」会議資料より抜粋)

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、サービスの質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

活動方針

福岡県等が開催する障害者総合支援法や障害福祉サービス、報酬請求等に関する研修会等に参加します。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を活用し、事業所等と共有し、質の向上を図るための体制の構築に努めます。

5 障害福祉サービスと相談支援の必要な量の見込及びその見込量の確保のための方策

(1) 訪問系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内 容
居宅介護	障害のある人等の居宅において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者その他の障害のある人であって常時介護を要する人の居宅において、入浴、排せつ又は食事の介護等や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害のある人等が外出する時に、障害のある人等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある障害のある人等で常時介護を必要とする人が行動する際に、生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障害のある人等でその介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に行います。

【第7期計画の見込量】

(単位:上段 人/月、下段 時間/月)

サービス名	第 6 期実績			第7期見込		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6年度	R7年度	R8年度
訪問系サービス (合計)	110	114	110	120	128	137
	2,072	1,990	2,042	2,227	2,312	2,402
居宅介護	96	98	95	103	111	120
	1,315	1,235	1,330	1,410	1,495	1,585
重度訪問 介護	7	6	6	7	7	7
	734	698	656	742	742	742
同行援護	5	7	6	7	7	7
	18	48	48	63	63	63
行動援護	2	3	3	3	3	3
	5	9	8	12	12	12
重度障害者等 包括支援	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

※ 第 6 期計画の「R5年度」実績は、8月末時点までの実績から見込んだ実績見込み数。以下、全て同じ。

【見込量を確保するための方策】

訪問系サービスの利用は、利用人数、利用時間数ともに横ばいでしたが、前期計画の見込み値を上回りました。これらのサービスは障害のある人が地域で自立した生活を送るうえで必要不可欠なサービスです。しかしその一方で、介護事業に携わる人員不足が全国的に懸念されています。

今後も引き続き、障害の種別や支援内容に応じた適切なサービス提供ができるよう、事業所等との連携を図りサービス提供体制の確保に取り組めます。

(2) 日中活動系サービス

【サービスの概要】

サービス名		内 容
介 護 給 付	生活介護	常時介護を必要とする障害のある人に、主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。
	療養介護	医療を要する障害のある人であって常時介護を要する人に、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。
	短期入所 (福祉型、医療型)	居宅において障害のある人等の介護を行う人の病気等の理由で、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。 重症心身障害児・者等を対象とし、病院、有床診療所、老人保健施設及び無床診療所（日中の場合のみ）が行う短期入所を医療型短期入所といい、その他の短期入所を福祉型短期入所といいます。
訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能訓練)	障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練等を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労選択支援 ※令和7年10月 開始予定	障害のある人が就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるよう支援を行います。
	就労移行支援	就労を希望する障害のある人について、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労定着支援	障害のある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
	就労継続支援 (A型)	障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、雇用して就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労継続支援 (B型)	障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動等を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

【第7期計画の見込量】

(単位:上段 人/月、下段 日/月)

サービス名	第 6 期実績			第7期見込		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護	140	141	146	151	155	160
	2,931	3,028	3,150	3,276	3,408	3,544
療養介護	11	11	11	11	11	11
短期入所	23	27	35	37	39	41
	89	176	157	187	197	207
自立訓練 (機能訓練)	1	3	2	3	3	3
	24	47	33	69	69	69
自立訓練 (生活訓練)	1	0	1	3	3	3
	23	0	23	69	69	69
うち精神障害	—	—	—	1	1	1
就労選択支援	—	—	—	—	2	5
就労移行支援	12	17	19	22	24	27
	205	315	325	338	352	366
就労定着支援	2	1	1	3	4	5
就労継続支援 (A型)	80	87	91	96	101	106
	1,606	1,739	1,826	1,918	2,014	2,114
就労継続支援 (B型)	166	173	180	188	195	203
	3,036	3,147	3,336	3,536	3,749	3,974

※ 就労選択支援は、令和 7 年 10 月からサービス開始予定。

※ 1 段のみの表示の単位は、人/月

【見込量を確保するための方策】

生活介護は、常に介護が必要な人の日中活動の場としての利用ニーズが高く、利用者も増加しています。障害のある人の日常生活を支える基本的なサービスとして、適切なサービスが提供されるよう、事業者との連携及び情報提供を図ります。

就労継続支援 A 型・B 型はともに利用者数が伸びている一方、就労移行支援の利用者数は横ばいの状況です。利用者の就労へのニーズに合ったサービス提供ができるよう、就労移行支援事業所等やハローワーク等の関係機関と連携を密にしながら、利用者へのサービス提供に努めます。

就労支援の新たなサービスとして「就労選択支援」サービスが令和 7 年 10 月から開始予定です。利用者の意向やサービス提供事業所の指定状況等を把握しながら必要に応じた適切なサービスが提供できるよう取り組んでいます。

(3) 居住系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立生活援助	障害のある人本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から適時、適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
施設入所支援	主として夜間に、施設において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

【第7期計画の見込量】

(単位:人/月)

サービス名	第 6 期実績			第7期見込		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	0	0	0	1	1	1
うち精神障害	-	-	-	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	84	84	90	94	98	102
うち精神障害	-	-	-	10	11	11
施設入所支援	86	87	90	87	84	82

【見込量を確保するための方策】

共同生活援助（グループホーム）は、障害のある人が地域で暮らす生活の場として、また「親亡き後」の生活の場としてもニーズが高く、市内及び近隣市町にも共同生活援助の事業所は増えてきています。

関連する事業所との情報共有、連携促進を図りながら、サービス提供体制を確保していきます。

施設入所支援については、入所者の地域移行による減少を見込みつつ、真に施設入所を必要とする障害のある人がサービスを適切に利用できるよう支援を行います。

(4) 相談支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
計画相談支援	障害のある人が障害福祉サービスの利用を申請する際に、障害のある人の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載したサービス等利用計画案を作成したり、障害福祉サービスの利用途中においてサービス等利用計画を見直し、変更する等して支援します。
地域移行支援	障害者支援施設に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神障害のある人その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害のある人と常に連絡を取れる体制をつくり、障害の特性によって生じた緊急の事態等において、相談その他の必要な支援を行います。

【第7期計画の見込量】

(単位: 人/月)

サービス名	第 6 期実績			第7期見込		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	529	533	546	560	575	590
地域移行支援	0	0	0	1	1	1
うち精神障害	-	-	-	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	1	1	1
うち精神障害	-	-	-	0	0	0

【見込量を確保するための方策】

計画相談支援は、障害福祉サービスを利用する全ての人に対して作成されるため、今後も利用者の増加が見込まれます。その一方で相談支援事業所と相談支援専門員は全国的に不足しており、参入促進も含めた相談支援体制の整備が課題となっています。

障害のある人が地域で安心して生活していけるよう、筑後市地域自立支援協議会相談支援部会の活動を充実させ、相談件数に応じた相談支援専門員の確保とスキルアップに向けた取り組みを行います。

6 地域生活支援事業の見込及び確保のための方策

(1) 地域生活支援事業(必須事業)

① 理解促進研修・啓発事業

日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、障害のある人や障害特性等の理解を深めるための研修及び啓発活動を行います。

【第7期計画の見込量】

事業名	第6期実績			第7期見込		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
理解促進研修・啓発事業の実施	○	○	○	○	○	○

【見込量確保のための方策】

市民に対し障害に対する理解や認識を深めるための広報活動や啓発事業等を行います。

② 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。

【第7期計画の見込量】

事業名	第6期実績			第7期見込		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
自発的活動支援事業の実施	○	○	○	○	○	○

【見込量確保のための方策】

障害のある人の社会参加や自立支援、福祉増進を促進するため、障害のある人やその家族等が中心となって活動している団体に対して補助を行います。

③ 相談支援事業

障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど権利擁護のために必要な一般的な相談を行います。

【第7期計画の見込量】

事業名	第6期実績			第7期見込		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障害者相談支援事業の実施	○	○	○	○	○	○

【見込量確保のための方策】

障害に関する様々な相談や権利擁護に関する相談等に応じ、必要な情報提供や助言を行います。

また、専門的な相談支援や困難ケース等に対応するため、専門職を配置し相談支援機能の強化を図ります。

④ 成年後見制度利用支援事業

自分自身の判断で障害福祉サービスを利用することが困難な知的障害または精神障害のある人に対し、後見人等の報酬等の一部を助成して成年後見制度の利用を支援します。

【第7期計画の見込量】

事業名	第6期実績			第7期見込		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
成年後見制度利用支援事業の実施	○	○	○	○	○	○

【見込量確保のための方策】

後見人等の報酬等の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人に対して助成を行います。

成年後見制度を必要とする人が利用できるよう、成年後見中核機関や相談支援事業所と連携し、事業の周知を行います。

⑤ 意思疎通支援事業

聴覚、音声言語機能に障害のある人の意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者の設置と手話通訳者を派遣する事業を実施します。

【第7期計画の見込量】

(単位:人、件/年)

事業名	第6期実績			第7期見込		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
手話通訳者設置事業による通訳者設置人数	1	1	1	1	1	1
手話通訳・要約筆記者派遣利用事業の延べ利用件数	23	26	34	35	35	35

【見込量確保のための方策】

継続して市に手話通訳者を設置します。

また、設置手話通訳者や登録手話通訳者を派遣し、日常生活や就労関係、医療機関等でのコミュニケーション手段の確保と情報取得を保障します。

⑥ 日常生活用具給付事業

障害のある人に対し、下記用具の給付を行います。

用具名	用途、形状
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等障害者（児）の身体介護を援助する用具や、障害児が訓練に用いる椅子等、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等、障害者（児）の入浴、食事、移動のための自立生活を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等、障害者（児）の在宅療養等を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭等、障害者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
排泄管理支援用具	ストマ用装具等の障害者（児）の排泄管理を支援する衛生用品で、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
居宅生活動作支援用具（住宅改修費）	障害者（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

【第7期計画の見込量】

(単位: 件/年)

用 具 名	第 6 期実績			第7期見込		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護訓練支援 用具	7	2	5	5	5	5
自立生活支援 用具	11	11	5	10	10	10
在宅療養等支援 用具	7	4	1	10	10	10
情報・意思疎通 支援用具	4	10	6	8	8	8
排泄管理支援 用具	865	951	1,055	1,160	1,260	1,360
居宅生活動作 補助用具	1	1	1	1	1	1

【見込量確保のための方策】

生活の利便性向上のため、障害特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行います。

また、必要に応じて給付対象品目を検討するなど事業の充実に努めます。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

手話講習会を実施し、手話奉仕員の養成を行います。

【第7期計画の見込量】

事 業 名	第 6 期実績			第7期見込		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6年度	R7年度	R8年度
手話奉仕員養成 研修事業の実施	○	○	○	○	○	○

【見込量確保のための方策】

手話奉仕員養成講座を実施し手話奉仕員を養成します。講座実施にあたっては広報等により講座開催の周知を行い、手話奉仕員養成講座の受講者の増加に努めます。

⑧ 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加に必要となる外出時の移動を支援し、地域における自立生活及び社会生活を促します。

【第7期計画の見込量】

(単位:人/年、時間/年)

事業名	第6期実績			第7期見込		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
移動支援事業 実利用者数	67	60	70	80	82	84
移動支援事業 延べ利用時間	3,545	3,743	4,474	5,600	5,740	5,880

【見込量確保のための方策】

障害のある人の外出の機会を確保するため、サービス事業所と連携し必要な人に対してサービスを提供します。

⑨ 地域活動支援センター事業

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の日中活動の場を提供し、障害のある人の地域生活を支援します。

事業名	用途、形状
地域活動支援センター Ⅰ型	精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進のための普及啓発等の事業を実施します。
地域活動支援センター Ⅲ型	地域の障害者団体等が実施する、通所による障害のある人のための援護事業の実績が概ね5年以上あり、安定的な運営が図られています。

【第7期計画の見込量】

(単位:ヶ所、人/年)

事業名	第6期実績			第7期見込		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
地域活動支援センター 設置数	2	2	2	2	2	2
地域活動支援センター 実利用者数	33	34	38	55	55	55

【見込量確保のための方策】

障害のある人の日中活動や交流の場として、地域活動支援センターⅠ型（プラム、ちくご）及び地域活動支援センターⅢ型（JOY エ房オークス）が活用されるよう、地域活動支援センターの機能の充実強化に努めます。

(2) 地域生活支援事業(任意事業)

【サービスの概要】

事業名	内容
訪問入浴サービス事業	地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問による居宅での入浴サービスを提供します。
生活訓練等事業	知的障害者を対象とする料理教室、聴覚障害者を対象とする情報教室等、日常生活に必要な訓練や指導のための教室を開催します。
日中一時支援事業	障害のある人等の日中における活動の場の確保と、介護している家族の一時的な休息のための、日中の一時預かりを行う事業を実施します。
スポーツ・レクリエーション教室開催事業	障害のある人等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強に資するため、スポーツ・レクリエーション教室を開催します。
点字・声の広報等発行事業	市の広報紙の点字版、音声版を発行します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得に要する費用の一部及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
地域移行のための安心生活支援事業	障害のある人が地域で安心して暮らすための支援体制（緊急一時的な宿泊や体験的宿泊、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置）を整備します。

【第7期計画の見込量】

(単位: 件/年、回/年、人/年)

事業名	第6期実績			第7期見込		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
訪問入浴サービス事業利用人数	5	5	4	5	5	5
生活訓練等事業の開催回数	1	2	2	2	2	2
日中一時支援事業の利用人数	24	29	27	35	35	35
スポーツレクリエーション教室の開催回数	2	5	5	4	4	4
点字・声の広報等発行事業の発行回数	12	16	12	12	12	12
自動車運転免許取得・改造助成事業の利用件数	4	3	3	3	3	3
地域生活支援拠点の設置	○	○	○	○	○	○

【見込量確保のための方策】

各団体やサービス支援事業所等と必要な事業を実施するほか、情報の共有などの連携も図りながらサービス提供体制の確保に取り組んでいきます。

7 障害児支援の種類ごとの必要な量の見込及びその見込量の確保のための方策

(1) 障害児通所支援

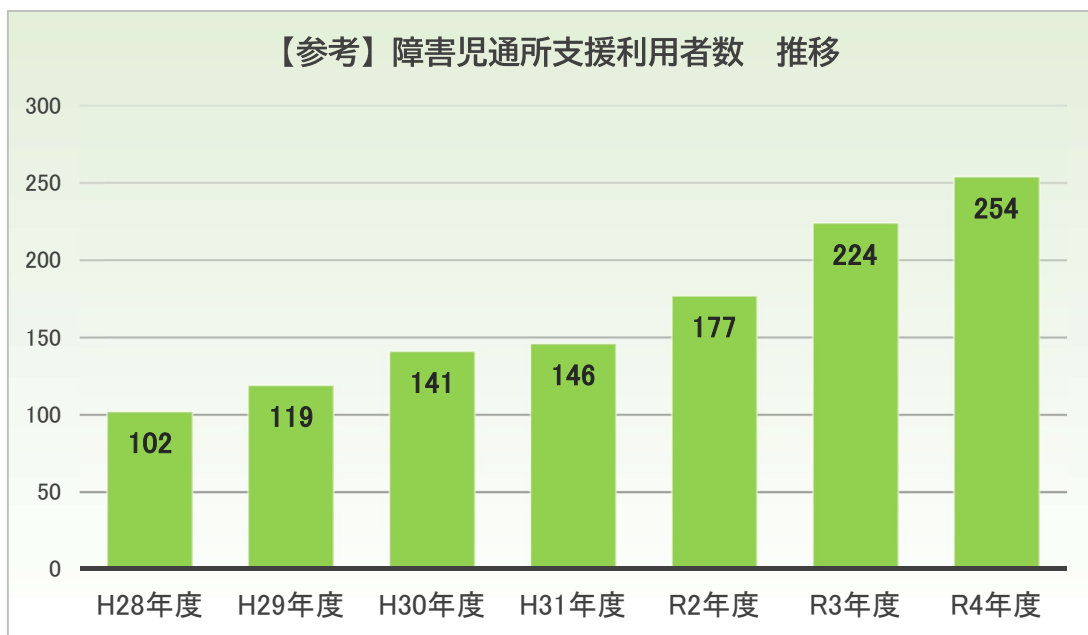
【サービスの概要】

サービス名	内 容
児童発達支援	障害のある児童が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障害のある児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、指導及び訓練を行います。
放課後等 デイサービス	学校に通学中の障害のある児童が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、障害のある児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、指導及び訓練を行います。
保育所等訪問支援	障害児通所支援事業所のスタッフが保育所等を訪問し、障害のある児童が集団生活へ適応できるよう専門的な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害のある児童であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害のある児童に発達支援が提供できるよう、障害のある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。

【第3期計画の見込量】

(単位: 上段 人/月、下段 日/月)

サービス名	第2期実績			第3期見込		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	92	99	109	129	152	179
	761	870	1,050	1,313	1,641	2,051
放課後等 デイサービス	132	156	186	221	263	313
	1,850	2,069	2,365	2,672	3,020	3,412
保育所等訪問 支援	1	6	9	9	10	11
	1	13	11	11	12	13
居宅訪問型 児童発達支援	0	0	0	1	1	1
	0	0	0	4	4	4



【見込量確保のための方策】

今後も障害児通所支援の利用の増加が見込まれるため、事業所の新規参入に向けた情報提供や、療育を必要とする児童が適切にサービス利用できるようサービス事業所等との連携を図り、サービス提供体制の確保に取り組めます。

また、各サービス事業所の質を確保するため、筑後市地域自立支援協議会教育部会において情報共有や事例検討、研修開催等に取り組む人材育成を行います。

(2) 障害児相談支援

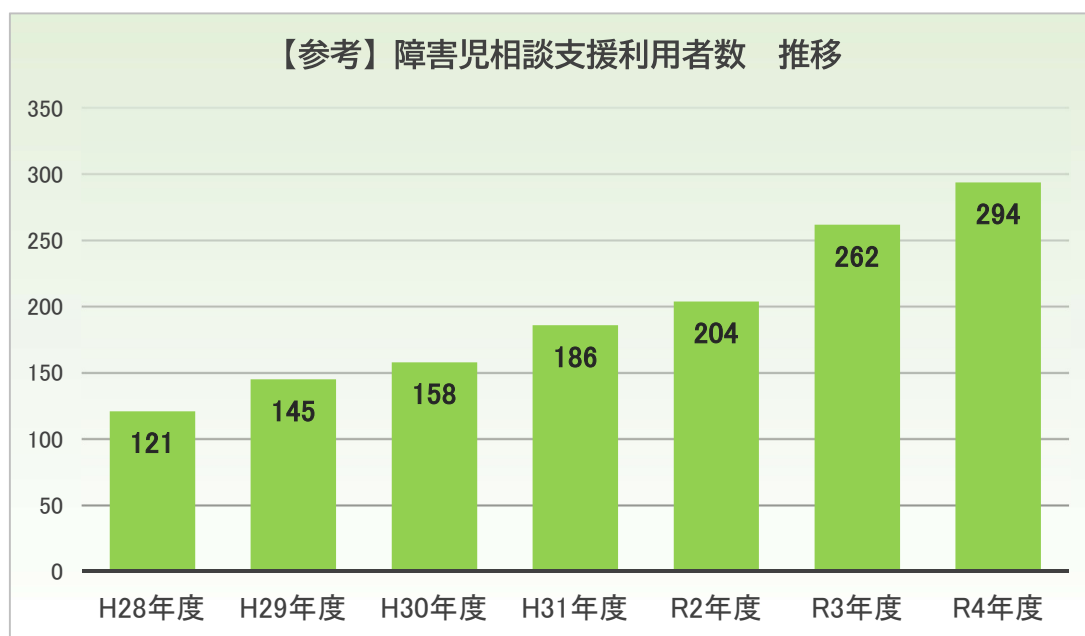
【サービスの概要】

サービス名	内 容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する際に、障害のある児童の心身の状況、その置かれている環境、障害のある児童及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を記載した障害児支援利用計画案を作成します。また、障害児通所支援の利用途中には必要に応じて利用計画を見直し、変更などを行います。

【第3期計画の見込量】

(単位:人/年)

事業名	第2期実績			第3期見込		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6年度	R7年度	R8年度
障害児相談支援	262	294	323	360	420	500



【見込量確保のための方策】

地域で生活する障害のある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで、一人ひとりに応じた必要な療育や福祉サービスが利用できるよう、関係機関と連携して情報収集・発信を行います。

確実に障害児支援サービスを提供できるよう、障害児相談支援体制の充実に努めます。

療育が必要な児童が早期にサービスを利用開始できるよう、市役所内の関係部署（福祉課、児童・保育課、学校教育課、こども家庭サポートセンター等）と連携をとり、療育を必要とする児童の早期発見に努めます。